令和5年度 森林環境譲与税の使途に関する事項の公表

京 都 府 笠置町

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第3項の規定により、令和5年度の森林環境譲与税の使途に関する事項を公表します。

令和6年12月27日

1 活用状況(全体像)<令和元年度から令和5年度まで>

区分	令和元年度~令和4年度	令和5年度		令和5年度末時 点の活用率	未執行額の活用方針
活用額 (円)	4, 510, 000	3, 320, 900	7, 830, 900		森林経営管理制度の推進を図り、町内放置人工林の間伐を 推進する。
譲与額 (円)	11, 597, 000	3, 846, 000	15, 443, 000		

2 令和5年度の具体的な活用状況 ※詳細は別紙のとおり

区分	干度の具体的な活用状況 茶評細は別紙の	事業費(円)			
	使途・目的	総額	うち 森林環境譲与税	事業の成果・効果	
森林整備	森林経営管理制度(新たな森林管理システム)の推進	1, 109, 900	1, 109, 900	意向調査、現地調査、測量(0. 9ha)、集積計画作成(3. 02ha)	
林小笠佣	その他森林整備事業	2, 211, 000	2, 211, 000	放置人工林の間伐(3. 02ha)	
森林整備の 促進	人材の育成及び確保	0	0		
	森林の有する公益的機能に関する普及啓発	0	0		
	木材利用の促進	0	0		
	その他森林整備の促進に関する事業	0	0		
小計(令和5年度活用額計)<①>		3, 320, 900	3, 320, 900		
次年度への繰越額<②>			0		
基金積立<③>			3, 846, 000		
基金からの取り崩し<④>			3, 320, 900		
合計<①+②+③-④> ※令和5年度の譲与総額と一致			3, 846, 000		

3 今後の実施計画

②町内放置人工林の間伐

森林経営管理集積計画が策定できた箇所について間伐を実施する。 (下記写真は令和5年度に間伐を実施した北部区の様子。)



